



一般廃棄物収集運搬業許可証

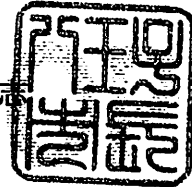
住所 東京都八王子市大和田町二丁目7番18号
氏名 株式会社第一資源
代表取締役 天井 公彦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和4年(2022年)3月17日

八王子市長 石森 孝志



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類
 - 事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
(以上4種類)
 - 家庭系一般廃棄物
臨時ごみ(市が認定したものに限る)
特定家庭用機器廃棄物
(以上2種類)
- 2 収集・運搬の区別
 - 収集・運搬(積替え保管を含む)
※積替え保管は特定家庭用機器廃棄物に限る
施設所在地 東京都八王子市大和田町二丁目7番18号
- 3 運搬先
 - 事業系一般廃棄物
戸吹清掃工場
八王子市一般廃棄物処分業許可業者処理施設
 - 家庭系一般廃棄物
市内指定引取場所
(臨時ごみは戸吹清掃工場に限る)
- 4 作業場所
八王子市域内
- 5 許可の有効期間
令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで

(裏面あり)

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下空白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
令和4年10月21日 第157号	代表者の 変更	① → 天井 公彦 ② → 天井 明彦	廃棄物 対策課
年 第 月 日号			
年 第 月 日号			
年 第 月 日号			
年 第 月 日号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。